

泉佐野市日根荘の里 大木地区景観計画

平成 25 年 3 月 15 日

景観計画の構成

景観計画の構成	1
1 景観計画について	2
景観計画の目的	2
泉佐野市日根荘の里大木地区景観計画について	2
景観計画の位置づけ	3
計画の点検と修正	3
2 景観計画の区域（法第8条第2項第1号関係）	4
3 大木地区の概要	5
位置と沿革	5
地形と気候	5
地域の概況	6
景観計画区域の景観特性	7
4 景観形成の目標（法第8条第2項第2号）	13
基本理念	13
基本目標	13
景観形成の方針	14
景観形成の基準（法第8条第2項第3号関係）	15
5 景観重要建造物及び景観重要樹木について（景観法第8条第2項第4号）	20
景観重要建造物についての指定方針	20
景観重要樹木についての指定方針	20
6 公共施設による景観づくり	20
7 景観農業振興地域計画の策定に関する基本的な事項	21
8 景観づくりの推進に向けて	21
景観等の地域の資源を活かした地域活性化の検討	21
住民・市民・事業者・行政等の協働	21
審議会等の設置	21
景観づくりにかかる支援制度・体制の検討	22

1 景観計画について

景観計画の目的

泉佐野市には、日根荘遺跡^{ひねのしょう}や佐野町場、犬鳴山^{いぬなきさん}などの歴史文化遺産をはじめ、和泉山系の山並みや樫井川のうるおいある緑豊かな自然景観、さらには関西国際空港やりんくうタウンなど、様々な景観資源があります。本市では、こうした魅力ある景観資源を活かした都市景観の実現に資することを目的として平成9年に泉佐野市都市景観条例(以下、市景観条例)が制定され、都市景観形成重点地区(現在りんくうタウンが指定)と大規模建築物等(市域全域)が設定され景観形成が図られてきました。また市景観条例に基づき泉佐野市都市景観マスタープランが策定され、泉佐野市の景観特性をふまえた、ゾーン別、景観類型別の景観形成方針が示されています。景観法の施行後、大阪府により大阪府景観計画が策定されましたが、泉佐野市域は自主条例が適用される区域として府景観計画区域より除外され、市景観条例による景観行政を継続しています。

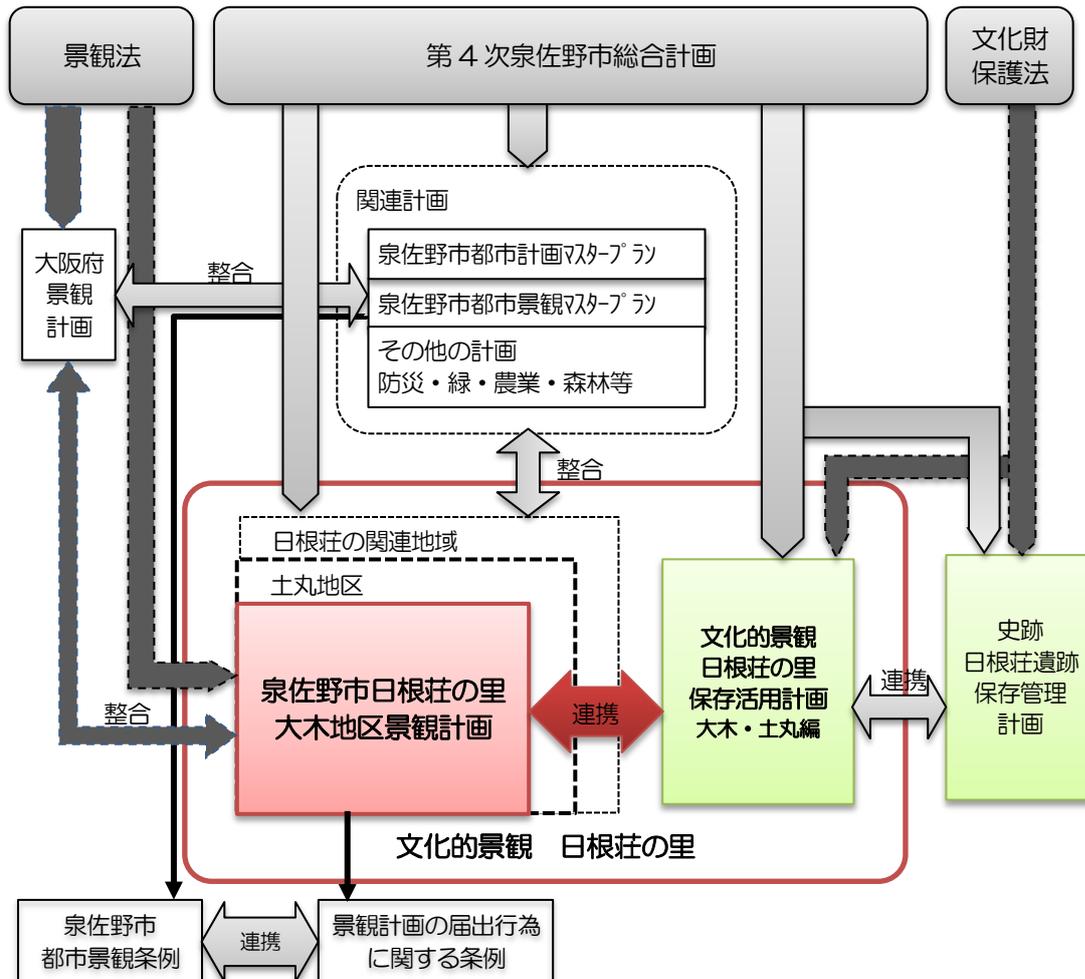
今回、日根荘ゆかりの場所である大木地区における、文化財保護法に基づく重要文化的景観の選定へ向けた取り組みを契機として、景観法に基づく景観行政団体へ移行し、選定申出に必要となる地域の景観計画を先行的に策定することとしました。市域のその他の地域については、将来的に拡大を視野に入れつつ、それまでは市景観条例による景観形成を引き続き行うこととします。

泉佐野市日根荘の里大木地区景観計画について

泉佐野市日根荘の里大木地区景観計画(以下、本計画)の対象である大木地区は、豊かな自然環境を有し、特に中世荘園日根荘の故地として、火走神社や長福寺跡等の国史跡日根荘遺跡の指定地の他、日根荘由来の土地利用の在り方を受け継ぎ、地域の個性的な近代化が重層することにより、和泉地域の山間農村として特徴ある文化的景観を創出しています。この日根荘由来の景観を、文化的景観(日根荘の里)として地域の大切な資産としてとらえ、活かしながら、次の世代へと継承するために、国重要文化的景観の選定にむけた取り組みを進めてきました。文化財保護法に位置付けられる重要文化的景観は景観法に基づく景観計画区域内の文化的景観であることとされているため、本計画により大木地区の良好な景観づくりの基本的な方向性を示し、文化的景観の一体的な保全に取り組むために策定するものです。

景観計画の位置づけ

本計画は、景観法に基づく景観計画として、上位計画である泉佐野市第4次総合計画のもと、特色ある景観形成を実現するために、泉佐野市都市景観マスタープランや泉佐野市都市計画マスタープランその他計画や大阪府景観計画との整合性を図りながら策定したもので、文化的景観保護のため文化財保護法による「文化的景観日根荘の里保存活用計画(大木・土丸編)」との一体性を重視しています。



計画の点検と修正

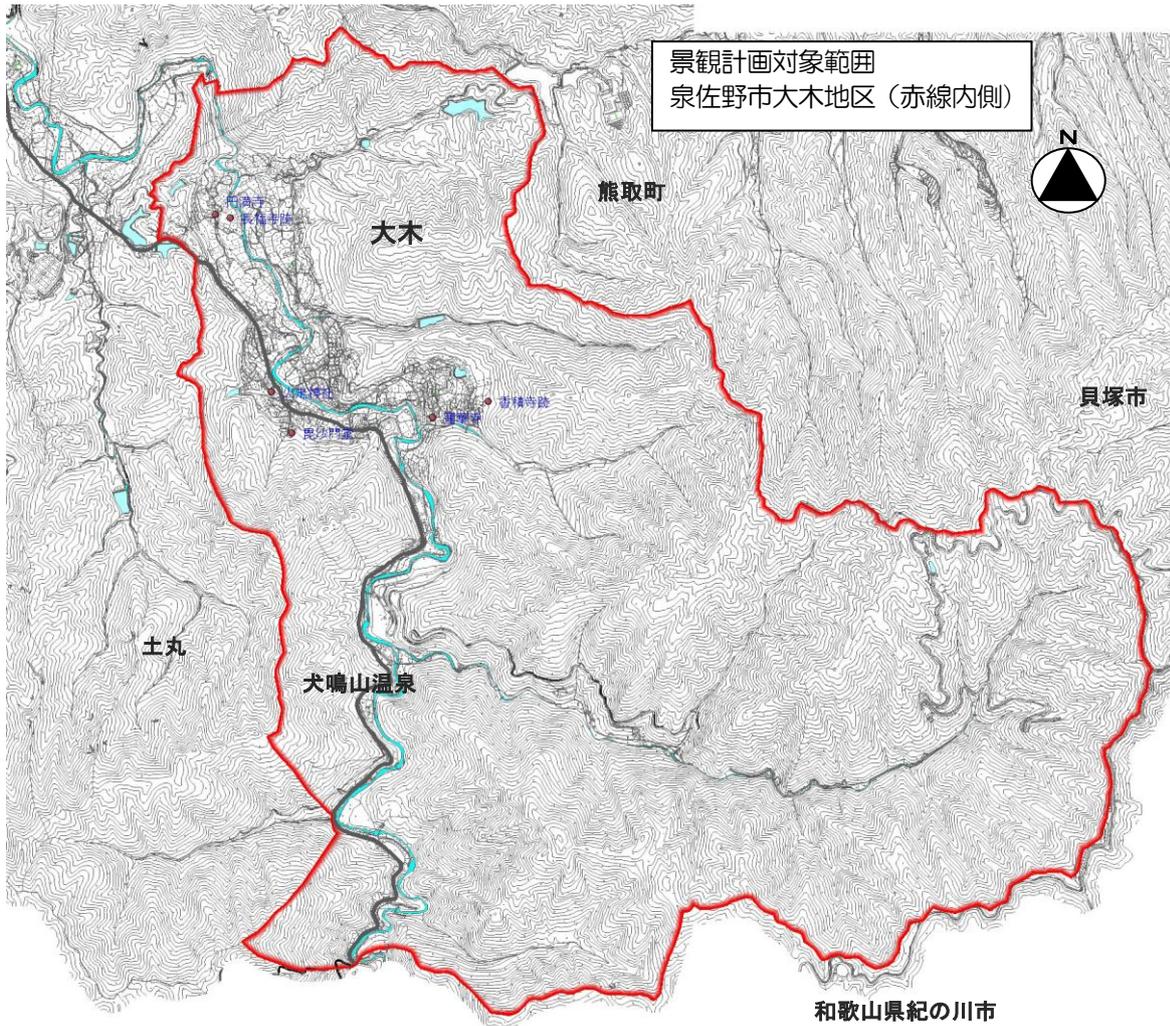
本計画は文化的景観の保全とともに長期間にわたる着実な取組みが必要とされるため、住民等のニーズや本地域を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえて、おおむね5年ごとをめぐりに必要に応じて計画の点検と見直し等をおこなうこととします。

2 景観計画の区域（法第8条第2項第1号関係）

本計画は、泉佐野市大字大木のうち、盆地の稜線内側（下記赤線内側）を大木地区（文化的景観地区）として対象範囲とします。



至 泉佐野市街

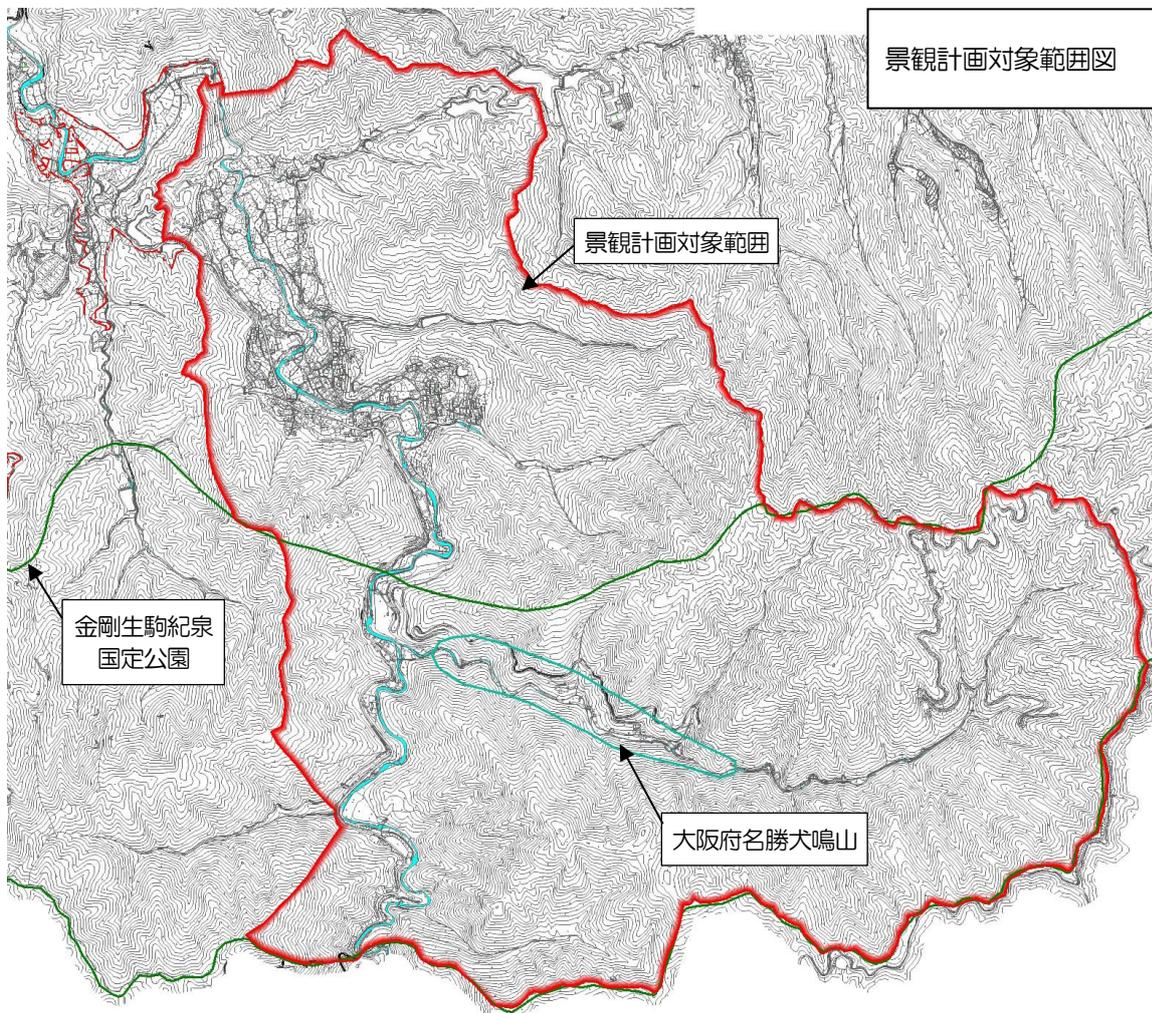


地域の概況

本計画の対象となる大木地区の主たる生業は稲作を中心とした農業で、スギ・ヒノキ等の林業や、近代以降設けられた繊維産業等の工場も立地しています。

盆地内の檜井川による河岸段丘面を活かした農地や集落と周囲の山々には、豊かな自然環境と農村風景が維持されています。対象範囲全域が市街化調整区域で、府県境の山々は金剛生駒紀泉国定公園となっています。

大木地区には国史跡日根荘遺跡(火走神社・香積寺跡・蓮華寺・毘沙門堂・円満寺・長福寺跡)や火走神社の摂社幸社本殿(国重文)、同本殿(市指定)、府規則名勝犬鳴山のほか、数多くの文化財が所在しています。



景観計画区域の景観特性

- | | |
|------------------|----------------------------------|
| ① 豊かな自然環境 | 地形環境
山なみの景観
水辺の景観
山林の景観 |
| ② 中世から受け継がれた土地利用 | 中世荘園日根荘の時代から受け継がれた土地利用
歴史的資源 |
| ③ 地域のくらしと産業 | くらしの景観
地域の産業 |

①豊かな自然環境

(地形)

泉佐野市の位置する和泉地域は、南東部の山地から北西の大阪湾に向けて、山地～丘陵～平野～海へと広がっています。山地は和歌山県との府県境となる、和泉山脈の山なみと前山と呼ばれる山々からなり、谷筋が深く入り込んでいます。丘陵部は前山と平野部に続く丘陵に分かれ、山地及び丘陵部には大小様々な盆地があり、平野部は台地と海岸に近い平野に分かれます。和泉地域では山地～海岸までの距離が短く、平野が狭くなっています。大木地区はこのうち山間部の盆地に位置しています。

(山なみ景観)

和泉山脈の和泉葛城山(標高858m)・三峯山(576.2m)・灯明ヶ岳(560m)・高城山(549m)等が平野部からの遠景として尾根筋を構成し、小富士山(259.8m)や雨山(312m)・土丸城山(287m)などの前山が近景の山なみを構成しています。大木地区では前山や和泉山脈の山々が盆地周囲に位置し、連続した山なみ景観を構成しています。

(水辺の景観)

和泉地域の河川は山地から海までの距離が短く、比較的流域面積が狭くなっています。泉佐野市の主要な河川である樫井川は流路延長16,321mで、上流部の大木地区では溪谷がみられ盆地内では河岸段丘を形成しています。特に犬鳴山七宝滝寺境内では行者の滝をはじめ数多くの滝があります。樫井川には盆地周囲の山々からも谷水が流れ込み、大きな谷筋ではそれをせき止めて設けられたため池がみられます。樫井川上流部ではアカザ、ヨシノボリ、ヌマムツ等の魚類や多くの水生生物が生息する環境が維持され、ホタル類の飛ぶ様子も見られます。

(山林の景観)

犬鳴山付近の山林はシイ・カシ林等の比較的自然林に近い状態の部分と、スギ・ヒノキ等の人工林が一体となって山の緑を形成しています。中には犬鳴山参道のスギの大木や、大木地区の名産品であったヤマモモ等特徴のある樹林も見られます。大木地区の植生は比較的外来種の移入が少なく、希少種や要注目種なども多数確認されています。和泉山脈は金剛生駒紀泉国定公園に指定され、犬鳴山七宝滝寺周辺は大阪府名勝に指定されています。大木地区の山林は建築用材や炭焼き等として利用されてきたほか、犬鳴山七宝滝寺周辺の山々は修験道の行場でもあり、地域のくらしや生業、そして信仰等、人びとの関わりにより維持されてきたものです。

山林は人との関わりによって維持されてきましたが、スギ・ヒノキ等の人工林は手入れに携わる人が減り、維持困難となり放置される可能性が高まっています。また盆地周囲の山裾部や、檜井川沿いの段丘崖等で竹林の増加が進み、多様な生態系の維持が困難になる可能性があります。



雨山から大木方面



長福寺跡から犬鳴方面



大木盆地の山並み



上大木周囲の山並み



犬鳴山



檜井川(上大木)

②中世から受け継がれた土地利用の歴史性

(中世荘園日根荘の時代から受け継がれた土地利用)

和泉地域では少雨の気候で、河川は流域面積が狭く、彫り込まれているため、水の確保が課題でした。そこで限られた水資源を活かすために、古くからため池の築造が盛んに行われ、鎌倉時代の日根荘日根野村の様子を描いた日根野村絵図にも描かれています。さらに主要な河川に井堰を設け、用水路を整備し、ため池と一体となって和泉地域の田園風景を創り出してきました。

山間盆地に位置する大木地区では、谷筋に設けられたため池や檜井川に設けられた井堰からの用水路が、それぞれ山裾や段丘崖の上部、さらに集落の中を通り灌漑する農地へと至ります。集落は比較的水田化されにくい場所、主に旧道に沿って位置しています。そのため河川・ため池・用水路等で構成される水系が基礎になり、盆地の中で山～農地～集落～(農地)～河川という土地利用がみられ、地域の農村景観を形成しています。これらの水系は中世日根荘の頃から受け継がれてきたもので、それによって構成される農村景観は荘園由来の貴重な景観です。

大木地区では、上大木の東ノ池周辺に広がる棚田状の耕地や、山裾部にみられる小規模水田、下大木の比較的広い段丘面を活かした耕地など、地形を活かしたさまざまな形態の農地が維持されています。これら農地の畦畔や段丘崖には川原石による石積みが多くみられ、秋には彼岸花が咲く景色が見られます。

農業従事者の減少、高齢化と、後継者不足等により、水田の維持が困難な状況になりつつあり、歴史性を有する土地利用の継続も困難になる可能性が高まっています。

(歴史的資源)

日根荘は鎌倉時代の天福2(1234)年に九条家の荘園として成立し、当初は泉佐野市全域がほぼその範囲となっていました。日根荘は「日根野村絵図」や「政基公旅引付」等の九条家文書や古文書資料や絵図等当時の様子を知る手がかりが豊富に伝えられていること、資料中に登場する寺社やため池などが現地で残していることなどから、日根荘当時の景観を今に伝える場所として知られています。

中でも大木地区は、九条家の領主九条政基が滞在し、『政基公旅引付』を記した場所で、旅引付やその他資料に記される場所が多く残されています。入山田村の総社であった火走神社をはじめ、6カ所の社寺堂(跡)が国史跡日根荘遺跡に指定されています。その他、大木地区には修験道の寺院として知られる犬鳴山七宝滝寺もあり、江戸時代の和泉名所図会の犬鳴山や火走神社の挿図や、大木村絵図(天保期)に描かれた当時の景観が、基本的に現在まで受け継がれています。



東ノ池と周辺の棚田



下大木の農地



畠田の農地



下平井井堰



和井



立花谷大池



檜井川と菖蒲井



立花谷小池



火走神社



毘沙門堂



円満寺



長福寺跡

③地域のくらしと産業

(くらしの景観)

泉佐野市域では佐野町場と呼ばれた在郷町をはじめとして、熊野街道や紀州街道、粉河街道などの旧街道沿いに古くからの集落が形成されています。大木地区では粉河街道(府道泉佐野打田線)や犬鳴山と水間寺を結ぶ水間道沿いに集落が形成されるほか、河岸段丘の段丘崖にそって屋敷地群がみられます。屋敷地内では基本的に平入りの母屋となっています、地形と前面道路との関係から妻入りの母屋もみられます。

母屋は茅葺き民家、腰上げ民家と称される瓦葺きのつし二階、瓦葺きの平屋等がみられ、瓦葺き屋根の集合が特徴です。瓦葺きでは和泉地域で多くみられるしころ葺き屋根、ムクリのついた屋根等の特徴を備えています。中でも破風を多く設けることや、「ツノ」や「キバ」と呼ばれる破風板を押さえる棒状の材を外から見えるようにし、意匠に凝ったものもみられます。

また屋敷地内には母屋に近接して付属屋が設けられることが多く、世帯構成や生業環境の変化等、世帯の住要求の変化に柔軟に対応する役割を担い、母屋と一体となって集落の景観を形成しています。

屋敷地には石積みが多く用いられ、現在でも集落内で水路沿いや道沿いで連続する石積みによってまとまりある景観が作られています。

しかしながら、人口の減少や高齢化等により旧来の母屋の維持が困難になりつつあり、空き家も増加傾向となっています。

(地域の産業)

古くから和泉地域では農業・林業などが主要な産業でした。農業では稲を中心に裏作として麦や甘蔗、タマネギやタバコの栽培等が盛んに行われ、タマネギ栽培で使用される「タマネギ小屋」「ネギ小屋」と呼ばれた農作業小屋は現在も数多く点在し、和泉地域の特徴ある景観を創り出しています。たばこ栽培は、現在では集落内にわずかに残るたばこ乾燥小屋からその様子をうかがうのみとなっています。

林業では、かつて木材や薪炭などが盛んに出荷され、盆地周囲の山から和泉山脈の山並みを構成する山々までスギ・ヒノキ等の植林が行われています。山から切り出した材木を加工する製材工場も集落内に所在しています。

近代以降、和泉地域では和泉木綿産業を背景とした織物業や繊維業が盛んになり、泉佐野市域では海手の佐野町場とその周辺を中心にタオル工場や関連工場が数多く作られました。こうした近代化の波は山手へも広がり、和泉地域と和歌山北部地域を結ぶ幹線道路が通る大木地区でも織物工場が作られ、屋敷内にも下請け用の出機のための作業小屋が作られてきました。

一方、犬鳴山周辺では、近代以降大阪近郊の観光名所として犬鳴山七宝滝寺に、温泉開発とレクリエーション拠点としての開発が進み、古刹と自然環境と温泉が揃う、観光拠点を形成しています。

しかしながら、農業も農家数の減少、自家消費が中心となったことにより作付面積も減少傾向となっています。繊維・織物業は低迷し、泉佐野市内でも工場数が減少し、山林からの材木の出荷も低迷するなど、地域産業の継続が困難になりつつあります。



茅葺民家



水間道沿いの民家



瓦葺き平屋(しころ葺き)



破風とツノ(キバ)



石積み



府道沿いの民家



製材所



たばこ乾燥小屋



犬鳴山温泉街



工場



たばこ乾燥小屋



元織物工場

4 景観形成の目標（法第8条第2項第2号）

基本理念

大木地区では自然環境・歴史文化、それを受け継ぐ暮らしと生業が一体となって良好な文化的景観を形成しています。これらは古くから自然と人との関わりの中で創出され、維持されてきたもので、同時に日根荘以来の土地利用の歴史性を有するものです。

しかしながら人口の減少、高齢化、農業・林業の担い手不足等、地域のくらしや生業を取り巻く環境が大きく変化しつつあり、これまで同様の景観の維持が困難になりつつあります。そこで、今後の大木地区の良好な景観保全に向けた基本理念を以下のように設定します。

自然と歴史の魅力あふれる日根荘の里づくり

基本目標

基本理念の実現をめざすために、基本的な目標として次の3つを定めます。

和泉山脈の緑と樫井川に育まれた自然資源の保全

和泉山脈や盆地周囲の山なみ、樫井川、ため池、水路、水田など、人との関わりの中でまもられてきた自然資源の保全。

日根荘の時代から受け継がれた歴史・文化的資源の保全と継承

日根荘遺跡をはじめとする地域の豊かな歴史と文化の資源の継承。

地域のくらしと生業の景観の保全と継承

気候風土を活かした地域のくらしや生業によって受け継がれてきた景観の保全と継承。

景観形成の方針

基本的な目標の実現に向けて、目標に基づき基本的な方針として次の4つを定めます。

① 地域の自然資源をまもり・活かす

- ・人との関わりの中でまもられてきた山林や川・滝・池などの自然環境を保全します。
- ・自然と調和した生活環境の保全を図ります。
- ・市民が身近に自然にふれることができるよう環境整備を進めます。

② 地域の歴史と文化の資源をまもり、活かす

- ・日根荘の時代から受け継がれてきた、ため池や用水路等と農地・集落が一体となった歴史性を有する土地利用を受け継ぎます。
- ・日根荘に代表される地域の歴史・文化の特徴を次の世代へ受け継ぎ、活かします。
- ・歴史的な社寺・史跡等の歴史的資源を保全します。

③ 地域のくらしと生業を受け継ぎ、活かす

- ・まとまりある集落のたたずまいを継承します。
- ・祭礼行事等の地域の伝統的なくらしを継承し、地域づくりに活かします。
- ・農業・林業や織物工場・製材工場・犬鳴山温泉等の地域の生業を継承し、地域づくりに活かします。

④ 住民が主体となって市民・事業者・行政と協働し景観をまもり、伝える

- ・景観形成に向けて地域の自然・歴史・文化や景観に関わる取組みを進めます。
- ・住民が主役となり、市民・事業者・行政等が協力・連携して景観を保全する体制づくりを進めます。
- ・地域の良さやそれを受け継ぐ取組みについて積極的に情報発信します。
- ・地域を訪れやすい環境づくりを進めます。

景観形成の基準（法第8条第2項第3号関係）

景観形成基準

本計画では、これまで受け継がれてきた大木地区の良好な景観をまもり、次の世代へ伝えるための景観形成の基本目標や基本方針を設けています。良好な景観は既存の法律や府市の条例等によりこれまで保全されてきた点を踏まえ、あらためて周知を行うとともに、地域の景観を構成する要素を保全し、新たな行為等に際して景観の特性を保全するためのルールを景観形成基準とします。

区分		基準
建築物	位置と規模	周囲の建築物及び工作物の位置や規模を勘案して釣り合いよく配置すること。 周辺景観に配慮した高さや敷地規模を設定すること。
	形態及び意匠	周辺の景観との調和するような形態・意匠となるよう配慮すること。 屋根の形状は周辺の建築物と調和するようにすること。
	素材	素材は周辺の景観と調和するものとする。そうした素材を用いることができない場合は、緑化等で周辺の景観と調和が図れるよう配慮すること。
	色彩	できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観に調和した色彩とするよう配慮すること。
	屋外・屋上に設ける施設	公共空間から目立たない位置に設けるか、落ち着いた色彩を基調とし、建物本体及び周辺との調和を図ること。
	緑化	地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化に努めること。 周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。
	その他	建築物を撤去した跡地は、周辺の景観と不調和が生じないよう配慮すること。



工作物	位置及び規模	周囲の建築物及び工作物の位置や規模を勘案して、位置及び規模・高さ等、周辺の景観に配慮すること。
	形態及び意匠	周辺の家並みや背景となる自然環境と調和のとれた形態意匠となるよう配慮すること。
	素材	外装に使用する素材は、できる限り経年劣化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺景観と調和するように配慮すること。
	色彩	周辺の景観と調和するよう落ち着いた色彩とするよう配慮すること。
	植栽	周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。
	門・塀・垣・柵の構造等	建築物と調和するように形態や色彩を工夫し、周辺の景観になじむように配慮すること。 石垣や生け垣が現存する場合は、できるかぎり保全されるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合には、周囲の景観になじむものとなるよう配慮すること。
	その他	屋外照明は下方を基本とし、むやみに上方を照らさないこと。 自動販売機等の内蔵光源は明るすぎないようにすること。



開発行為	開発行為は必要最小限のものとし、既存の地形や地勢が著しく変更されるものでないように努めること。また行為後の土地の地形や地勢が、周辺の景観となじむよう配慮すること。
土地の区画形質の変更	できる限り現況の地形を活かすように配慮すること。 新たな法面が生じる場合には、周辺の景観と調和するよう配慮すること。 やむを得ず擁壁等の構造物を設ける場合には必要最小限のものとし、素材や色彩等に工夫をするなど、周辺景観との調和に配慮すること。
木竹の伐採又は植栽	周辺景観への影響に配慮し、また、樹木の樹種、樹齢、樹形、機能等の価値に配慮し検討すること。 伐採を行った場合は、その周辺景観が良好に維持できるように代替措置を講じること。植栽の場合は地域に元来ある樹種を用いるよう配慮すること。
屋外における物の集積	整然とした物の集積または貯蔵により、周辺の景観との不調和が生じないように配慮すること。 道路などの公共空間に接する敷地境界から、できる限り離れた位置に物を集積するよう配慮すること。それによりがたい場合は、敷地外周部などに植栽等の修景措置について配慮すること。
屋外広告物	主要な視点場からの眺望を遮らないよう配慮すること。 建築物や周辺の町並みとの調和に配慮し、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺景観と調和した位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材とするよう配慮すること。
水面の埋立て	護岸等の整備にあたっては、素材や色彩等の工夫など、周辺景観との調和に十分に配慮すること。



届出対象行為

本計画対象区域内において、景観の現状を変更しようとする場合、景観法に基づき市(景観行政団体)に届出が必要となります。届出が必要な行為は次に掲げる行為とします。

※なお、大規模な建築物及び工作物については、市景観条例に基づく「大規模行為」の届出も必要です。

届出対象となる行為(景観法第16条第1項、同2項関係)

区分		内容
建築物	新築・増築・改築若しくは移転	建築面積 10 m ² 以上のもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え	全体外観の 1/2 以上のもの
工作物	新築・増築・改築若しくは移転	
	(1) 高架道路、高架鉄道、橋りょう、こ線橋その他これらに類するもの	高さ 5 m を超えるもの
	(2) 煙突、塔、高架水槽その他これらに類するもの	
	(3) 製造施設、貯蔵施設、電気等の供給施設、ごみ等の処理施設その他これらに類するもの	
	(4) 庭球場等の運動施設、遊園地等の遊戯施設その他これらに類するもの	
	(5) 門、塀、垣、さく、擁壁その他これらに類するもの	高さ 1.5m かつ長さ 10m を超えるもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え	道路等から容易に見渡すことができるもので、外観の 1 / 2 を超える色彩の変更
開発行為		開発行為面積が 500 m ² 以上
土地の区画形質の変更		当該行為に伴い生じる法面の高さが 1.5m 以上を超えるもの
木竹の伐採又は植栽		高さが 5m 以上の木竹の伐採。
屋外における物件の堆積		堆積する期間が 90 日を超えるもの
屋外広告物	広告物	高さ 10m を超え、かつ表示面積が 30 m ² を超えるもの
	建築物に附属する広告物	高さが 10m を超える建物に付属して設けられる広告物で、表示面積が 30 m ² を超えるもの
その他		自動販売機等の野立てとなる場所での新設

○届出を要しない行為（主なもの）

- (1) 農林業を営むための土地の形質の変更
- (2) 農林業を営むための屋外における物件の堆積
- (3) 農林業を営むための伐採及び植栽
- (4) 通常管理行為その他軽易な行為
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害のために必要な応急処置として行う行為
- (6) 他の法律条例に基づく制度により目的が達成されると認められる行為
 - ・文化財保護法に基づく、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物について行う行為
 - ・自然公園法に基づく国定公園内の区域内で許可をうけて行う行為
 - ・大阪府文化財保護条例に基づく行為
 - ・泉佐野市文化財保護条例に基づく行為
- (7) 景観計画区域となった時点で既に着手している行為
- (8) 新たに景観計画区域となった日から 30 日以内に着手する行為
- (9) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- (10) 国又は地方公共団体等が行う行為

※(1)～(3)は届出行為等に関する条例による適用除外行為

(4)～(6)は景観法第 16 条第 7 項に定める適用除外行為

(4)の通常管理行為：屋根、外壁、建具の補修、色彩劣化部分の補修、家屋内部の改変行為、鳥虫害の防除行為、庭木の植替、剪定等

(10)については通知行為が必要となります

5 景観重要建造物及び景観重要樹木について（景観法第8条第2項第4号）

景観重要建造物についての指定方針

景観計画区域の良好な景観づくりの保全と形成に必要となる重要な建造物について、所有者の意思を確認した上で指定します。

必ずしも歴史性が重要視されるのではなく、地域の景観の特性を構成する上で重要なものを対象とします。

- ・道路その他の公共の場所から眺められる歴史的・文化的に価値が評価された建造物。
- ・道路その他の公共の場所から眺められる地域の景観を構成する上で特徴的な建造物。
- ・建造物及び樹木は、府及び市文化財保護条例による指定されているものと重複が可能

景観重要樹木についての指定方針

大木地区の景観を特色づける樹木の中から、景観計画区域の景観保全に必要となる樹木について、所有者の意志を確認した上で景観重要樹木として指定します。

巨樹巨木だけでなく、地域の景観を構成する上で重要な要素となるものを対象とします。

- ・道路その他の公共の場所から眺められる歴史的・文化的に評価された樹木。
- ・道路その他の公共の場所から眺められる地域の景観を構成する上で特徴的な樹木。
- ・建造物及び樹木は、府及び市文化財保護条例による指定されているものと重複が可能

6 公共施設による景観づくり

河川・道路等公共施設は、地域の景観を構成する上で重要な要素であり、こうした公共施設の維持管理や整備について、本計画を踏まえて進められるように理解と協力を求めます。管理者の同意が得られるものについては、景観重要公共施設の指定も行うこととします。

7 景観農業振興地域計画の策定に関する基本的な事項

周辺の景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、景観法第55条第1項に基づき景観農業振興地域計画を策定しようとする場合には、景観計画区域内における良好な景観の形成に関する方針に基づき策定するよう調整を図ることとします。

8 景観づくりの推進に向けて

景観等の地域の資源を活かした地域活性化の検討

自然・歴史のほか、さまざまな地域の資源を活用し、景観保全が地域の活性化へとつながるように検討を進めます。

日根荘時代以来の受け継がれた文化的景観は全国に誇るものであり、日根荘の里を構成する大木地区の景観を、広く市民の資産として次の世代へ継承できるよう取組みを進めます。

農業・林業・工業・観光等の地域の産業と連携して景観保全に取り組むとともに、積極的に情報を発信し、日根荘の里として一体的な付加価値付けを目指します。

大都市近郊の立地を活かし、身近な歴史と自然を体感できる場として、多くの人びとが訪れやすい環境整備に取り組めます。

ex. 地域の資源マップ・情報発信用ホームページの作成

住民・市民・事業者・行政等の協働

景観保全と地域づくりに関わる住民・市民・事業者・行政等がそれぞれの立場で役割を果たし、連携・協力して取組みを進めていくことが必要となります。

祭礼行事など、これまでの地域の活動を活かした取組みを進めます。

学校等でおこなう地域学習等を通じて、景観保全の取組みを進めます。

審議会等の設置

地域の代表や行政、学識経験者等からなる審議会等を設置し、景観計画に基づく景観形成に関する審議をおこないます。

景観づくりにかかる支援制度・体制の検討

景観保全や地域の活性化の取組みに対して、地域内外の幅広い支援を受けることができるように運営体制の充実を図ります。

また地域の景観づくりを進める上で、国・府等の支援が不可欠であり、支援が得られるように積極的に働きかけます。